

公益財団法人奈良県食肉公社情報公開規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、公益財団法人奈良県食肉公社（以下「この法人」という。）の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「文書等」とは、この法人の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、役職員が組織的に用いるものとして、この法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの

(解釈及び運用)

第3条 この法人の理事長（以下「理事長」という。）は、この規程の解釈及び運用に当たっては、条例の趣旨にのっとりこの法人の保有する情報の公開に努めるとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の開示の申出をする者は、条例の趣旨にのっとり、適正な申出をするとともに、文書等の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 文書等の開示

(開示の申出ができる者)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、理事長に対し、文書等の開示を申し出ることができる。

(開示申出の手続)

第6条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を理事長に提出してしなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 文書等の名称その他の開示申出に係る文書等を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める事項

2 理事長は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（文書等の原則開示）

第7条 理事長は、開示申出があつたときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示するものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が役職員又は公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（公社、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- イ この法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公社、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 公社、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又はこの法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第8条 理事長は、開示申出に係る文書等の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示申出に係る文書等に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

- 第9条 理事長は、開示申出に係る文書等に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書等を開示することができる。

(文書等の存否に関する情報)

- 第10条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該文書等の存否を明らかにしないで、

当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第11条 理事長は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し理事長が定める事項を書面により通知するものとする。

2 理事長は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 理事長は、前2項の規定により開示申出に係る文書等の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載するものとする。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの文書等について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示申出に係る文書等に、公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下この条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、理事長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他理事長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、

開示申出に係る文書等の表示その他理事長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている文書等を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条及び第21条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第15条 文書等の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して理事長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、理事長は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき文書等の開示を受ける者は、理事長が定めるところにより、理事長に対し、その求める開示の実施の方法その他の理事長が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき文書等の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、理事長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第16条 理事長は、法令等の規定により、何人にも開示申出に係る文書等が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第17条 第15条第1項の規定により文書等(文書等を複製した物を含む。)の写し(電磁的記録にあつては、理事長が定める方法により交付される物を含む。)の交付を受ける者は、当

該写しの作成及び送付に要する費用として理事長が定める額を負担しなければならない。

第3章 異議の申出

(異議申出期間)

第18条 開示決定等に異議がある者は、当該開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対し異議の申出をすることができる。

(異議申出書の記載事項)

第19条 前条の規定による異議の申出（以下「異議申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「異議申出書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 異議申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 異議申出に係る決定
- (3) 異議申出に係る決定があつたことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 異議申出の年月日

2 理事長は、異議申出書に形式上の不備があると認めるときは、異議申出をした者（以下「異議申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(審査会への意見聴取)

第20条 理事長は、第18条の異議申出があつたときは、奈良県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、意見を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を求めないものとする。

- (1) 異議申出が第18条に規定する期間経過後にされた異議申出であるとき、又は異議申出者が前条第2項の補正を行わないため形式上の不備がある異議申出であるとき。
- (2) 異議申出に係る開示決定等（開示申出に係る文書等の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申出に係る文書等の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 理事長は、前項の規定により審査会に意見を求めた場合において、審査会から意見書若しくは説明又は必要な資料の提出を求められたときは、これに応じるものとし、当該異議申出の対象となっている文書等については、これを提示するものとする。

(意見を求めた旨の通知)

第21条 理事長は、前条の規定により審査会に意見を求めた場合には、次に掲げる者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- (1) 異議申出者
- (2) 開示申出者（開示申出者が異議申出者である場合を除く。）
- (3) 当該異議申出に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異

議申出者である場合を除く。)

(審査会の意見の尊重義務)

第22条 理事長は、第20条第1項の規定による意見を受けたときは、その意見を尊重して、速やかに、当該異議申出者に対して回答を行うものとする。

第4章 情報提供の推進

第23条 理事長は、この法人の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、この法人の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第5章 雑則

(文書等の管理)

第24条 理事長は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等を適正に管理するものとする。

2 理事長は、文書等の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の文書等の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(検索資料の作成)

第25条 理事長は、文書等を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第26条 理事長は、毎年1回、この規程に基づく文書等の開示の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第27条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この規程の規定は適用しない。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。